

医療管理ニュース Vol.84

最低賃金が 932 円に引き上げられました！

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和5年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめました。岡山県では令和5年10月1日から、これまでより40円引き上げられて、時間給932円となりました。(全国平均43円増, 1,004円)

なお、次の賃金は最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 1 か月をこえる期間ごとに支払われる賃金

47都道府県で39円から47円の引き上げです。引き上げ額は、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額です。

月給払いのスタッフの給与に注意！

常勤や月給制のスタッフの給与も時間給に換算して、最低賃金を下回っていないかご確認下さい。
会員の先生方は、給与を決める際の参考になさって下さい。

(副委員長 角南善章)

令和5年度中国地域歯科医療管理学会 学術大会のお知らせ

令和5年度中国地域歯科医療管理学会総会・学術大会を岡山県歯科医師会主幹により下記の通り開催いたします。本会会員は参加無料となっておりますので、奮ってご参加ください。

- 日 程 令和5年10月29日(日)
10:00～12:00(特別講演)
13:00～15:30(一般口演)
- 会 場 サンピーチOKAYAMA 3階 ピーチホール
岡山市北区駅前町2-3-31 TEL (086-225-0631)
- 大会テーマ 「信頼のおける歯科医療の提供のために」
- 特別講演 「医療安全を医療倫理からみてる信頼のおける歯科医療提供をめざし」
尾崎 哲則 先生 (日本歯科医療管理学会 理事長・日本大学 客員教授)

※会場には駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

昼食(1,000円)をご希望の方は、本会事務局までご連絡ください。